

令和8年度岐阜県立海津特別支援学校高等部入学者募集要項

岐阜県立海津特別支援学校
海津市平田町今尾3885-2
TEL 0584 (66) 2888
FAX 0584 (65) 1031

1 募集する学科、学年及び入学定員

部	課 程	学 科	学 年	入 学 定 員
高等部	全日制の課程	普通科	第1学年	おつて、県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の(1)及び(2)に該当する者であること。

(1) 知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者

(2) 次のいずれか一に該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和8年3月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

3 出願

(1) 入学願書等の提出

ア 出願者は、本校所定の入学願書に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。

なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、7に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に本校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第3号様式又は別記第4号様式を選択して使用するものとする。令和8年3月卒業見込者に関する第3学年の記録は、令和8年1月30日（金）現在で記入する。

ただし、令和元年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

(2) 出願の期間

令和8年2月4日（水）から2月6日（金）まで。受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願場所

〒503-0321 海津市平田町今尾3885-2
岐阜県立海津特別支援学校

(4) 出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和8年2月9日（月）の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

(ア) 出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

(イ) 在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）を出願先学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

(ウ) 在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査等の実施

- (1) 検査等の期日 令和8年2月12日(木)
- (2) 検査場 岐阜県立海津特別支援学校
- (3) 検査内容 検査A・・・国語・数学、受検生個別面接
検査B・・・国語・数学、受検生個別面接
検査C・・・発達・行動検査
※検査A(国語・数学)の出題範囲は中学校3年生までとする。
検査B(国語・数学)の出題範囲は中学校1年生までとする。
- (4) 検査対象 検査A 原則、肢体不自由または病弱者で本校の教育課程AまたはBで学習する者
検査B 原則、療育手帳B1またはB2を所有する者
検査C 原則、療育手帳A1またはA2を所有する者
- (5) 日程

時間\検査	検査A	検査B	検査C
9:00～9:20	受付(特別教室棟1F)		
9:20～9:25	日程説明等事務連絡(各検査会場)		
9:35～10:15	国語	国語	発達・行動検査
10:30～11:10	数学	数学	
11:25～12:15	受検生個別面接	受検生個別面接	

- (6) 検査当日の持ち物
受検票、筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、直定規)、上靴
- (7) 留意点
原則、保護者及び中学校関係者は校舎内には立ち入れない。

5 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

6 合格者の発表

令和8年2月19日(木)午前9時に合格者の受検番号を掲示し発表する。また、在学(出身)学校長に可否の結果を通知する。

7 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が本校高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」(別記第1号様式)を本校の校長に提出し、その承認書(別記第2号様式)を入学願書に添えなければならない。

8 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和8年3月27日(金)までに、上記の他に検査等を行うことがある。

9 その他

- (1) 入学希望者は、事前に保護者と共に教育相談を受けること。
- (2) 検査当日、欠席、遅刻するときは、在学(出身)中学校から、本校に午前8時20分までに電話連絡すること。
- (3) 合格発表当日、午前9時20分から合格者説明会を実施するので、合格者は受検票を持参の上、保護者同伴で出席すること。
- (4) 入学者選考の資料である調査書及び学力検査の得点の情報提供については、検査当日に説明する。